

保育標準時間

保育料基準額表（令和7年9月1日～）

(単位:円)

世帯の階層区分			保育料（月額）		月額延長保育料(区立保育園) ^(備考7)		
階層	所得等の条件		0歳～2歳児クラス	3歳児クラス以上	～2歳児クラス	3歳児クラス	4歳・5歳児クラス
A ^(備考3)	生活保護世帯				0	0	0
B ^(備考3)	A階層の世帯を除く	ひとり親等世帯 ^(備考4)			0	0	0
	市区町村民税非課税世帯	ひとり親等世帯以外			200	200	200
C1 ^(備考3)	A階層の世帯を除く市区町村民税均等割のみ課税世帯						
C2 ^(備考3)	A階層の世帯を除く	市区町村民税所得割額が 7,000円未満相当の世帯			700	700	700
C3 ^(備考3)		7,000円以上相当の世帯 48,600円未満相当の世帯					
D1 ^(備考3)		48,600円以上相当の世帯 52,500円未満相当の世帯					
D2 ^(備考3)		52,500円以上相当の世帯 55,000円未満相当の世帯			1,000	1,000	1,000
D3 ^(備考3)		55,000円以上相当の世帯 60,000円未満相当の世帯	0歳	幼児			
D4 ^(備考3)		60,000円以上相当の世帯 75,000円未満相当の世帯	～1歳	3歳	1,700		
D5 ^(備考3)		75,000円以上相当の世帯 97,000円未満相当の世帯	～2歳	幼児教育・保育	2,100	1,400	1,400
D6		97,000円以上相当の世帯 115,000円未満相当の世帯	～3歳	クラス	2,400		
D7		115,000円以上相当の世帯 130,000円未満相当の世帯	～4歳	以上の無償	2,600	1,600	1,600
D8		130,000円以上相当の世帯 150,000円未満相当の世帯	～5歳	延長保育料はかかりません。	2,900	1,700	1,700
D9		150,000円以上相当の世帯 169,000円未満相当の世帯	～6歳	延長保育料はかかりません。	3,100	2,000	
D10		169,000円以上相当の世帯 185,000円未満相当の世帯	～7歳	延長保育料はかかりません。	3,300	2,100	
D11		185,000円以上相当の世帯 200,000円未満相当の世帯	～8歳	延長保育料はかかりません。	3,500	2,300	
D12		200,000円以上相当の世帯 215,000円未満相当の世帯	～9歳	延長保育料はかかりません。	3,700	2,400	
D13		215,000円以上相当の世帯 230,000円未満相当の世帯	～10歳	延長保育料はかかりません。	3,900		
D14		230,000円以上相当の世帯 245,000円未満相当の世帯	～11歳	延長保育料はかかりません。	4,000		
D15		245,000円以上相当の世帯 260,000円未満相当の世帯	～12歳	延長保育料はかかりません。	4,200		2,000
D16		260,000円以上相当の世帯 280,000円未満相当の世帯	～13歳	延長保育料はかかりません。	4,300		
D17		280,000円以上相当の世帯 301,000円未満相当の世帯	～14歳	延長保育料はかかりません。	4,500	2,500	
D18		301,000円以上相当の世帯 340,000円未満相当の世帯	～15歳	延長保育料はかかりません。	4,900		
D19		340,000円以上相当の世帯 397,000円未満相当の世帯	～16歳	延長保育料はかかりません。	5,500		
D20		397,000円以上相当の世帯 460,000円未満相当の世帯	～17歳	延長保育料はかかりません。	6,100		
D21		460,000円以上相当の世帯 510,000円未満相当の世帯	～18歳	延長保育料はかかりません。	6,500		
D22		510,000円以上相当の世帯 560,000円未満相当の世帯	～19歳	延長保育料はかかりません。	6,800		
D23		560,000円以上相当の世帯 610,000円未満相当の世帯	～20歳	延長保育料はかかりません。	7,200		
D24		610,000円以上相当の世帯 800,000円未満相当の世帯	～21歳	延長保育料はかかりません。	7,500	2,600	2,100
D25		800,000円以上相当の世帯 1,100,000円未満相当の世帯	～22歳	延長保育料はかかりません。	8,000		
D26		1,100,000円以上相当の世帯	～23歳	延長保育料はかかりません。	8,500		

(備考)

- この表において延長保育料を算出する場合における市区町村民税は、4月分から8月分までの延長保育料にあっては令和6年度分とし、9月分から翌年3月分までの延長保育料にあっては令和7年度分とします。
- 延長保育料の算定に際し、寄附金控除、配当控除、外国税控除、配当・譲渡割控除及び住宅取得控除等適用されない税額控除があります。
- B階層等におけるひとり親等世帯とは、母子（父子）世帯または在宅障害児（者）のいる世帯のことを言います。
- 延長保育料の減額及び免除は申請に基づき適用します。
- 延長保育料の算定に必要な資料の提出がない場合や税未申告の場合は、最高額を適用します。
- 延長保育料は1時間利用した場合の月額の金額です。